

令和4年度 事業計画書

特定非営利活動法人

尼崎市マンション管理組合ネットワーク

1. 基本方針

法人設立を機に、これまで行ってきた事業を通じて培ってきたさまざまなネットワークを活用して、マンション管理・運営に関する諸問題を解決すべく各種事業を展開するとともに、それぞれの事業の実施体制を確立して行く。

2. 特定非営利活動に係る事業

| 定款の 事業名 | プロジェクト 内容 | 実施月 実施回数 | 実施場所 | 対象者 | 支出見込 (千円) |
|---|--|--|--------------|-------------------------|--------------|
| (1) マンション 管理・運営等に 関する情報提 供・交換・交流 会及び相談支 援の事業 | 管理組合交流 会 (情報提供) (情報相談) | R4年7月 R4年11月 R5年3月 3回 | 地区会館（予 定） | マンション管 理組合や市民 30人 | 31 |
| | おしゃべり会 (情報交換) (情報相談) | R4年9月 R5年2月 2回 | 地区会館（予 定） | マンション管 理組合や市民 30人 | 13 |
| (2) マンション 管理・運営等に 関する研修、研 究、調査の事業 | アンケート調 査 (調査) | R3年7月 R3年9月 R3年11月 R4年2月 R4年3月 5回 | 事務局 | マンション管 理組合や市民 90人 | 5 |
| (3) マンショ ン管理・運営等 に関する資料 収集とデータ 管理及び広報 等の事業 | 資料収集と管 理 | 随時 | 事務局 | 会員 | 6 |
| | 会報の発行 | R4年6月 R4年10月 R5年1月 4回 | | 会員、一般 | 4 |
| (4) マンション 建替え等に関 する事業 | 尼崎市主催セ ミナー支援 | R4年6月 R4年10月 R5年2月 3回 | トレピエ、他 | マンション管 理組合や市民 60人 | 3 |
| (5) その他本定 款第3条の目 的を達成する ために必要な 事業 | 定款第5条第1号～第4号には規定されていないものの、法人として実施が必要となった事業について、定款第3条及び第4条に規定する範囲内において、単年度又は試験的に限り実施する。 | | | | |

【特記事項】

- ①「今後の新型コロナウイルス」感染拡大対策等により各行事は中止・延期が行われることも想定される。
- ②従来のおしゃべり会は会員の相談を中心としたものも加えて行く。

3. 事業実施体制

(1) 会議に関する事項

①通常総会 5月

②理事会 1回／3ヶ月 ……4回

(2) 事務局体制

事務局長： 山崎 依子 事務局スタッフ：西村 武彦